

「刑事裁判を創る 模擬裁判のすすめ——責任能力が争われる事件の弁護人を経験して」

弁護士 田岡 直博

1 いよいよ始まる裁判員裁判

裁判員裁判の開始まで、長く見積もっても1年余りとなった。裁判所は、2005年から全国各地で模擬裁判を開催し、その検証作業を進めている。テーマを設定した「フル規格」の模擬裁判だけでなく、すべての裁判官が経験することを目的とした「全員参加型」の模擬裁判も始まった。今年の夏頃まで集中的に模擬裁判を開催し、来春から始まる本番の裁判員裁判に臨む予定だという。裁判員制度が始まる頃には、すべての裁判官が一度は裁判員裁判を経験したことがある状態になっているはずである。

これに対して、弁護士会の対応態勢はどうか。第二東京弁護士会は、これまで裁判員裁判推進センターを中心に模擬裁判を担当してきたが、せいぜい2,30人に過ぎない。模擬裁判の検証作業もほとんど進んでいない。現在想定されている東京地裁の事件数を考えると、ほとんどの弁護士は模擬裁判を経験しないまま、本番に臨むことになるだろう。しかし、それで裁判員裁判に対応できるだろうか。被告人の権利を護るため、満足な弁護活動ができるだろうか。

正直言って、私は不安である。私は昨年4月まで、ひまわり基金の公設事務所赶赴していた。過疎地でも、弁護士の仕事は変わるところはない。多重債務や離婚、相続ばかりでなく、企業再生や医療過誤など専門的な事件も経験した。公設事務所の経験を通じて、弁護士として成長できたと思う。しかし、裁判員裁判の模擬裁判の経験はない。そこは、過疎地ゆえの限界である。だから、東京に戻ってきて、真っ先に模擬裁判に取り組みたいと考えた。「求められるところで働きたい」という思いはいつも同じだ。裁判員裁判の開始が1年後に迫った今こそ、裁判員裁判の担い手が求められていると考えた。

2 難解な法律概念と裁判員裁判

私が担当した模擬裁判は、通称「森一郎事件」という（被告人の名前をとって、そう呼ばれている。）。事案の詳細は、別稿（「裁判員裁判における尋問技術 わかりやすいだけでは裁判員の納得は得られない」季刊刑事弁護53号78頁以下）をお読みいただきたいが、要するに、統合失調症のため妄想に支配されて、レンタカー会社の従業員を殺害してしまったという、殺人被告事件である。客観的な事実関係には争いがなく、犯行当時被告人が心神喪失の状態にあったかどうかだけが争点である。起訴前の簡易鑑定は心神耗弱、起訴後の本鑑定（裁判員法50

条により、公判前整理手続で鑑定手続実施決定がなされた。)は心神喪失という意見であり、両者が真っ向から対立している。

言うまでもなく、責任能力は、難解な法律概念の代表例である。裁判員は、法令の解釈には関わらなくてよいが(裁判員法6条2項1号)、法令の適用(あてはめ)には参加しなければならない(同条1項2号)。裁判員が自分の意見を形成し、評議で意見を述べるためには、分かりやすい審理がなされることが必要不可欠である。それゆえ、法は「裁判長は・・・裁判員に対して必要な法令に関する説明を丁寧に行うとともに、評議を裁判員に分かりやすいものとなるように整理し、裁判員が発言する機会を十分に設けるなど、裁判員がその職責を十分に果たすことができるように配慮しなければならない」と定めている。また、弁護人にも「裁判員が審理の内容を踏まえて自らの意見を形成できるよう、裁判員に分かりやすい立証及び弁論を行うように努めなければならない」という義務が課せられている(裁判員規則40条)。

果たして、裁判員は、従来の難解な責任能力の概念や判断基準を理解できるのか。裁判所は、どのような説明を行うべきなのか。また、弁護人にどのような工夫が求められているか。それが、この模擬裁判のテーマである(なお、理論的な問題点については、「難解な法解釈と裁判員裁判—責任能力に関する模擬裁判を通して」刑事法ジャーナル11号[未刊]をお読みいただきたい)。

3 冒頭陳述で何を語るか

弁護人が最初に直面する課題は、冒頭陳述である。2005年に公判前整理手続が導入され、弁護人も冒頭陳述を行う機会が多くなったとはいえ、裁判員裁判には固有の難しさがある。裁判員に対して、弁護人の主張を分かりやすく伝えるにはどうすればよいか。ケース・セオリーと言い換えてもいい。とにかく、「森一郎さんがどうして無罪になるのか」という理由である。それを分かりやすい言葉で語らなければならない。これは、思いのほか難しい。

たとえば、森一郎事件のケース・セオリーは何か。「被告人は統合失調症のため責任能力がなく、無罪である」ということだろう。しかし、これを聞いて理解できる人はいない。「統合失調症」とは何か、「責任能力」とは何か、という疑問がすぐに浮かぶ。もっと分かりやすい言葉にする必要がある。たとえば、「森一郎さんは、精神の病にかかっていました。何が正しくて、何が悪いことなのかを判断することができなくなっていました。法律は、このような善悪の判断ができない人は罰しない、と定めています。したがって、森さんを罰することはできません」としてはどうか。これなら、ずいぶん分かりやすい。

では、その後はどう続ければよいか。よく見かけるのは、こういう冒頭陳述である。「弁護人は、森さんは善悪を判断する能力を失っていたと考えます。その

理由は、3つあります。1つ目は、動機が了解できないことです。2つ目は・・・。」これでも従来よりは分かりやすいが、冒頭陳述ではない。冒頭陳述とは、弁護人が証明しようとする事実である。これから始まる証拠調べのイントロダクションである。そして、それは一貫性をもったストーリーでなければならない。たとえば、こういうのはどうだろう。「森さんが体験した出来事は、まったく違います。森さんは、レンタカー会社に車を盗まれました。その会社は拳銃や鉄砲を持っている犯罪集団でした。そのため、怖くなってナイフを持って行きました。ところが、7、8人に取り囲まれ、『力づくでとっていけ』と言われました。だから、怖くなって刺したのです。ーもちろん、これは森さんの妄想ですが。」こうしたストーリーを提示しておくで、証拠調べの中でそれに合致する事実注目してくれるだろう。なるほど、冒頭陳述で弁護人が言っていたとおりだな、と。

4 書面は配布した方がよいか

冒頭陳述では、パワーポイントを利用した方がよいだろうか。たしかに、パワーポイントは見栄えがいい。検察官はこれまでのところ、冒頭陳述でも、弁論でもパワーポイントを利用している。そして、裁判員の評判もよい。ただし、「何となく分かったような気になるが、記憶に残らない」という弊害も指摘されている。私にも経験がある。アニメーションに見とれているうちに終わってしまい、内容が全く思い出せないのだ。

そこで、最近むしろアナログに回帰する傾向が見られる。書面を拡大してボードに貼り付けたり、ホワイトボードにキーワードを書くのである。最高裁がせっかく予算を獲得してモニターを設置してくれたのに申し訳ないが、アナログの方が記憶に残りやすいのは間違いない。ホワイトボードを利用すると「何を書くのだろう」と注目を集められるし、キーワードを書いておくと後から思い出しやすい。みのもんたの「朝ズバ」のように、フリップを利用した例もある。

では、書面はどうだろうか。従来から先進的な弁護人は、「ペーパーレス弁論」と言って、法廷から書面をなくそうと提言してきた。書面を配ってしまうと、裁判官は話を聞かなくなるから、書面はない方がいいのだという。しかし、誰にでも真似のできることはない。もしペーパーレスでやるなら、先月早稲田大学法科大学院で開催された「法廷弁護指導者養成プログラム」のような研修を受けることが必須だろう。

また、評議室への書面の持ち込みについて、ルールを設けるべきかもしれない。現時点では全くルールがないので、裁判官や裁判員は評議室に書面を持ち込み、それに従って評議を進めている。「検察官の冒頭陳述の〇頁を見てください。そこに、・・・と書いてありますね」という具合だ。こういう評議が行われるなら、書面がないことが不利に働く可能性がある。

一概にどちらがいいとは言えないが、裁判員の立場に立って話をする心を心がけることが全ての基本だろう。

5 鑑定を理解してもらうには

森一郎事件のメインテーマは、責任能力である。本鑑定で心神喪失の意見が出ているので、これを裁判員に理解してもらうことが弁護人の仕事である。それさえできれば、無罪になるはずである。しかし、裁判員に理解してもらうことは容易なことではない。裁判所は、鑑定書を簡略化したり、鑑定人にプレゼンテーションしてもらったり、2人の鑑定人に対質してもらったりと、様々な工夫を行っている。どれも興味深い試みではあるが、まだ決定版は出ていないと言わざるを得ないだろう。

ただ、考えておかなければならないのは、鑑定書はどうしても必要なのか、ということである。裁判員裁判では書証は原則として全文朗読になる。裁判所は、それを前提として鑑定書を簡略化しようとしてきた。言葉を簡単にしたり、頁数を減らしたり、ということである。しかし、もともと鑑定書を朗読によって理解させようとすることに無理がある。ここでは、鑑定書自体を証拠とする必要はない、と考えるべきではないか。書面を利用した方がわかりやすい場合はあるだろうが、書面自体を証拠とする必要があるかは別問題であろう。じっさい、鑑定人にパワーポイントを使って説明してもらったところ、裁判員からは「非常に分かりやすい」と好評であった（口の悪い裁判官は、「検察官や弁護人よりずっと分かりやすかった」と言っていた）。

鑑定書を簡略化することには、別の方向からの批判もある。鑑定書の信用性を争う反対当事者にとってみれば、鑑定書が簡略化されすぎると反対尋問の準備ができない、というのである。なるほど、そのとおりであろう。考えてみると、裁判官・裁判員が得られる情報と、反対当事者が得られる情報が一致する必要はない。裁判員に理解してもらうためには、情報量を少なくする必要がある。それに異論はない。しかし、反対当事者が得られる情報まで少なくする必要はない。つまり、最初から簡略化した鑑定書を作る必要はないのである。そう考えるならば、鑑定書自体は従来の分厚いままでよく、立証の段階で、「抄本」や「要旨」を作ったり、鑑定書なしで立証する工夫を考えれば足りるのではないか。

6 裁判員の「納得」は得られるか

最後に直面する課題が、弁論である。従来は、「弁論要旨」を起案することに弁護人の労力は費やされてきた。事実関係を争う否認事件では、「証人は・・・と証言している（尋問調書〇頁）」などと証言を引用して、「具体的かつ詳細であり、迫真性に富んでいる」などと司法研修所で習った事実認定の経験則を駆使

し、分厚い書面を起案してきた。事実関係を認めて量刑を争う情状弁護では、量刑事実を指摘しさえすれば、裁判官も判決の量刑の理由に記載してくれた。しかし、これからは、そうはいかない。弁論は、証拠調べが終わった直後に行われる。論告はもちろん、尋問調書を読み返す時間などない。証拠調べの記憶が新しいうちに、冒頭陳述で提示したケース・セオリーが受け入れられるべきことを訴える必要がある。

しかし、難しいのは単に準備期間が短いということではない。裁判員の「納得」を得る必要があるということである。「理解」することと、「納得」することは違う。「共感」と言ってもいい。たとえば、被告人が若年である場合に「被告人は若年であり、可塑性に富んでいる」などというだけでは、共感を得ることはできないだろう。どうして、若年だから刑を軽くしなければならないのか。むしろ、「まだ若いのだから、長く刑務所に入れてもいいじゃないか」という意見が出ることさえある。つまり、単に情状事実を指摘するだけでは、当然には考慮してもらえないのである。

同じことは、森一郎事件についても言える。「鑑定人は心神喪失という意見である。したがって、被告人は無罪とすべきである」と言っても、なかなか割り切れるものではない。どうして、責任能力がないと無罪になるのか。それでは、被害者が報われないではないか。これは、非常に強固な壁である。しかし、これを乗り越えない限り、裁判員裁判に立ち向かうことはできない。弁護人は、ときに刑罰や責任の本質までさかのぼって、被告人を無罪とすべき理由を分かりやすく、かつ、裁判員の共感が得られるように説明しなければならない。たとえば、次の例はいかがであろうか。

「たしかに、何の理由もなく殺されてしまった被害者はお気の毒です。しかし、私は自分の行ったことすら理解できない被告人に対しても同情を禁じ得ません。被告人は、もともと暴力的な性格だったのではありません。病気のせいで、このような性格に変わってしまったのです。いま求められているのは刑罰ではなく、治療です。病気を治療して、二度とこうした悲しい事件を起こさないようにすることです。」

7 模擬裁判のすすめ

裁判員制度は、すべての弁護士にとって未知の課題である。その意味では、1年目の弁護士も、30年目の弁護士も、同じスタートラインに立っている。むしろ、若い弁護士の方が従来の実務にとらわれず、斬新な発想を取り入れることができるかもしれない。まだ今年の夏頃までは模擬裁判が予定されている。せっかくの機会だ。ぜひ若い弁護士に積極的に参加していただきたいと思う。来るべき裁判員裁判を創るのは、私たちなのだから。